

立川市議会議員

中山 ひと美 殿

厳重注意通知書

令和4年5月9日、議長に対し11名の議員の連名で、貴殿が政治倫理基準に違反している旨の調査請求が提出されたことを受け、議長が同月11日付で立川市議会政治倫理審査会に対し、審査付託を行った。同審査会は5回に及ぶ調査・審議を行い、8月18日、同審査会から報告書が提出されたところである。

審査会の判断は、立川市議会議員政治倫理条例第3条第1号違反があったとの結論であった。また、報告書には、「審査会が中山議員に対して求めることは、本報告書で示した条例違反の行為について真摯に反省し、今後A氏との疑惑を持たれる関係を改め、また、金品の授受をせず、議員としての本来の職責を果たしていただくことである。公職者として贈与税の納付等法令の遵守も当然のことである。」とある。

この報告を受け、立川市議会として厳重注意とすることを通知する。

貴殿においては、このことを重く受け止め、改めて本条例の理念に思いを致すとともに、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれがあると指摘を受けた行為を正し、立川市議会議員として信頼を損なうことがないように行動することを、強く求める。

令和4年8月30日

立川市議会議長 木原 宏